

2023年3月

富士石油健康保険組合
加入者各位

2023年度 人間ドック・生活習慣病健診のご案内

富士石油健康保険組合

標記健診に関し、下記要領にて実施しますので、対象年齢に達した方は健保組合補助を利用して受診いただきますようお願いします。

なお、事業主が実施する労働安全衛生法に基づく定期健康診断に代えて、人間ドック・生活習慣病健診を受診する被保険者の健診結果を、健保組合から事業主へ提出することに同意していただきます。

また、40歳以上の被保険者および被扶養者の健診結果を国へ報告すること、特定保健指導参加者の健診結果を指導委託先へ提出することについても併せてご同意願います。

記

1. 健診対象者

健診区分	被保険者（本人）	被扶養者（家族）
人間ドック	本年4月1日現在 満35歳以上 (1988年3月31日以前出生)	本年4月1日現在 満45歳以上 (1978年3月31日以前出生)
生活習慣病健診	本年4月1日現在 満30歳以上 (1993年3月31日以前出生)	

2. 受診期間および回数

2023年4月1日から2024年3月31日までの間の受診に対しに1人1回限り補助

3. 受診健診機関および健保組合補助額

健診区分	契約区分	健保組合補助額（消費税を含む）
人間ドック	契約27健診機関	40,000円を上限とする実費（オプション検診を含む）
	その他健診機関	35,000円を上限とする実費（オプション検診を含む）
生活習慣病健診	契約23健診機関	25,000円を上限とする実費（オプション検診を含む）
	その他健診機関	20,000円を上限とする実費（オプション検診を含む）

契約健診機関・費用等については添付資料参照

4. 受診方法（契約健診機関）

（１） 受診健診機関を選択し電話等により直接予約する。

予約の際に富士石油健康保険組合の加入者である旨を伝える。

（２） 予約後、予約内容を㈱バリューHR が提供する健診予約システム（注）に登録する。

（３） 受診当日「健康保険被保険者証」を持参し、健診機関の窓口に表示する。

（注）2023 年度受診分にかかる健診予約内容は、3 月 27 日（月）から登録できますので、添付資料 2 に記載の手順に従い、同日以後に予約内容の登録をお願いします。

5. 自己負担健診費用の支払い（契約健診機関）

（１） 上記 3. に記載の健保組合補助額を超える金額が受診者個人負担額になります。

（２） 受診者個人負担額は、健診当日、健診機関の窓口でお支払いください。

6. 契約健診機関以外の健診機関で受診する場合の費用精算（費用精算手順は従来どおり）

（１） 健診費用全額を健診当日、健診機関の窓口でお支払いください。

（２） 添付の健診費用補助申請書に領収書（原本）、健診結果表（写）および質問票（写）を添えて健保組合に提出してください。

（３） 健診費用補助申請書を健保組合が受領した日の翌月末までに、上記 3. に記載の健保組合補助額を銀行振込にてお支払いします。

7. 満 35 歳の被保険者の取り扱い（人間ドック受診奨励）

当該年度 4 月 1 日現在において満 35 歳の被保険者が人間ドックを受診した場合には、健保組合にて健診受診の事実を確認後に、3,000 円相当額の商品券等（クオカードを予定）を支給します。会社が実施する定期健診よりも広範囲の検査を受けることができますので、満 35 歳になりましたら、健康管理に人間ドックをご活用ください。

8. 特定保健指導の実施

健康診査の結果、腹囲または BMI が基準値を上回り、かつ、高血圧、高血糖、脂質異常が認められる場合には、生活習慣を改善するための特定保健指導を実施します。

費用は全額健保組合が負担しますので、健診機関または健保組合から参加を勧められた場合には、ご自身の健康の維持・改善のため、積極的にご参加をお願いします。

9. その他

健診結果に基づき 2 次検診を実施する場合は保険診療扱いになりますので、「健康保険被保険者証」をご提示のうえ受診をお願いします。

以上

- 添付資料
1. 2023 年度契約健診機関一覧
 2. 健康診断についてのご案内（2023 年度予約システム手順資料）
 3. 健診費用補助申請書（契約健診機関以外の健診機関受診者用）